

東日本大震災罹災対象者奨学生制度（編入学生対象）

【目的】

先般の東日本大震災によって経済的・社会的に困難な状況に陥っている大学生等に対し、安心して充実した学びの環境を提供することを目的とし、表記の奨学生制度を設けます。

【募集人員】

経済学部・福祉情報学部（新入学者含め） 10名 程度

【出願資格】

以下の2つの条件を満たす者

- 被災地域の大学・短期大学または高等専門学校に在籍していたが、震災に関連する何らかの理由により、当地における学業の継続が困難になった者。
- 地方公共団体等の発行する罹災証明書の提出が可能な者。

【単位認定手続き】

単位の修得（見込み）状況を明確にする書類を事前に提出。
当該大学等における成績証明書・履修中の科目を証明するもの

【選考方法】

書類審査（課題式小論文を含む）
※提出書類について入試室に問い合わせること。

【編入年次】

当該学生の前教育機関における在学期間及び修得単位による。

【特典】

合格者は、本学規定による2種奨学生（入学金・施設費等免除）とする。

【実施時期】

平成23年9月入学、または 平成24年4月入学

東日本大震災罹災対象者奨学生制度（新入学生対象）

【目的】

大学への進学を控え、先般の東日本大震災によって経済的・社会的に困難な状況に陥っている高校生等に対し、安心して充実した学びの環境を提供することを目的とし、表記の奨学生制度を設けます。

【募集人員】

経済学部・福祉情報学部（編入学者を含め）10名 程度

【出願資格】

※地方公共団体等の発行する罹災証明書の提出が可能な者。

あわせて次のいずれかに該当する者。

- ① 高等学校、もしくは中等教育学校を平成24年3月卒業見込みの者及び卒業した者。
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成24年3月修了見込みの者。
- ③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験に合格した者、若しくは平成24年3月までに合格見込みの者。
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者。（廃止前の大学入学資格規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- ⑦ その他本学において相当の年齢に達し、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

【選考方法】

センター試験利用入試（前期・後期）

※詳細は、平成24年度学生募集要項を参照のこと。（平成23年6月下旬頃発送予定）

【特典】

合格者は、本学規定による2種奨学生（入学金・施設費等免除・原則として4年間継続）とする。

【実施時期】

平成24年度入学試験

※ 詳細については入試室までお問い合わせください。

徳山大学 入試室(直通) 0835-28-5302